

審 第 6 3 8 号
答 申 第 2 0 8 号
平成 3 0 年 6 月 1 9 日

千葉県公安委員会
委員長 佐藤 健太郎 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 7 年 9 月 2 日付け公委（○警）発第○号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

諮問第 1 8 4 号

平成 2 7 年 7 月 7 日付けで審査請求人から提起された自己情報部分開示決定
（平成 2 7 年 6 月 3 0 日付け○警発第○○○号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成27年6月30日付け○警発第○○○号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、別表において開示すべきとした情報については開示すべきであるが、その余の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、平成27年5月20日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が平成○○年○月○日に○○署に教習資格認定申請をして、不認定になった際に精神鑑定を受け、医師が作成し、警察に提出した文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る個人情報を記録する行政文書を「平成○○年○○月○○日付け照会事項回答書」（以下「本件文書」という。）と特定し、本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、本件決定に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成27年7月7日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第46条第1項の規定により、平成27年9月2日付け公委（○警）発第○号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書において、以下の主張をしている。
 - ア 本件審査請求の趣旨
本件決定の取消しを求める。
 - イ 本件審査請求の理由
条例第17条第2号、第4号及び第6号に該当するものとして、本件決定をしているが、本件文書の黒塗り箇所は、これには当たらないと考えられるため、全部開示を求める。
- （2）審査請求人は、意見書において、おおむね以下の内容の主張をしている。
 - ア 後記4（2）に書かれている本件文書の不開示部分及び理由については、開示す

ることにより、当該職員又はその家族に危害が加えられるおそれがある、或いは公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと記載されているが、審査請求人はそのような人間ではない。地域や町会が平穏に暮らせるよう、防犯と防災等に協力し、〇〇〇をはじめとして現在は〇〇〇、防犯の〇〇〇として地域で活動している。

診断書のとおり、平成〇〇年〇月に完治証明をもらっており、通院は平成〇〇年〇月に終了している。

イ 後記４（３）の審査請求人の主張に対する検討結果については、精神鑑定を行った医師等に対して何らかの危害が及ぶ可能性は否定できず等と記載されているが、審査請求人はそのように言われる筋合いはない。臨床心理士の名前を開示して下さいとは言っていないが、臨床心理士の名前を伏せた他の部分なら開示してもらえるのか。通院していた当初から、医師より審査請求人は精神病ではないと聞いている。

ウ 後記４（３）イでは、精神鑑定に異常所見が見られないように装うなど、不適切に銃砲等の所持の許可を受ける可能性は否定できないと記載されているが、審査請求人は見たまま、ありのままの人間である。後記４（３）イに記載されているような事柄は、間違った情報によるものか、或いは聞き取り調査などで情報の意味や内容を正しく理解せずに間違った推測や憶測による判断のものではないか。一切身に覚えがない事柄ばかりが書かれている。私が、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼしたり他人に危害を加えたりすると言われる所以は微塵もない。

エ また、審査請求人が病院に行ったのは、昭和〇〇年〇月の交通事故によるもので、しばらく通って治療を受けていたが、一向に良くなり、後遺症に悩まされ続けていたので、病院を変えたものである。

オ 銃の許可が必要な理由は、田舎の田畑山林が獣類によって荒廃が酷く、少しでも被害を少なくし、無駄な費用を掛けずに安心して作物を作れるような環境を取り戻したいからである。銃の所持許可の障害になる不開示の部分が分からないと具体的に反論ができなくて困る。

（３）その他、審査請求人は、意見書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 審査請求人は、当初の猟銃の所持許可不更新の理由についての説明を受けられず、聴聞の席でも答えてもらえず、警察から送付されてきた更新不許可の決定通知書は、公印はコピー、割印も押されていなかったとする点。

イ 審査請求人が情報公開制度により聴聞報告書を取り寄せたところ、報告書には歪めた文章と言ってもいいことが記載されていたとする点。

ウ 審査請求人は、所持許可不更新の本当の理由とは何か、聴聞報告書に言ってもいいことが記載されている。当初からこの２点について、その都度、説明をして下さいとの異議申立てをしているが、未だ回答をもらっておらず、警察官が「銃の所持許可不更新は病気が理由ではなく他の理由であり、本当の理由は裁判になったら証言します。」と発言したとする点。

4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関は、理由説明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 対象文書について

ア 銃砲等所持許可申請の手続

銃砲等所持許可申請の手続に関して、今回、審査請求人が行っている猟銃等の所持許可申請を一例として説明するならば、猟銃等所持の許可申請をする者は、まず猟銃等講習会を受講することとなり、その講習会で試験に合格すると講習修了証明書が交付される。次にその者が射撃教習資格認定申請を行い、警察の調査後に問題がなければ、同人に対して教習資格認定証が交付されることとなる。その後、射撃場で射撃教習を行い、射撃教習に関する試験に合格すると教習終了証明書が交付される。そして、最後に猟銃等の所持許可申請を提出し、再度警察において調査を行い、問題がなければ同人に対して所持許可証を交付し、猟銃等が所持できる。

イ 対象文書の選定について

(ア) 本件文書は、審査請求人が猟銃等講習会の試験に合格し、猟銃を所持すべく射撃教習資格認定申請をしたことに伴い、警察において調査した過程で、審査請求人が受診した精神鑑定の鑑定結果に係る自己情報である。

(イ) 猟銃等の教習資格認定申請については、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第9条の5第2項において、「射撃教習を受けようとする者は、その所持しようとする猟銃の種類ごとに、あらかじめ、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請して、射撃教習を受ける資格の認定を受けなければならない。」と規定されている。さらに同項では、銃刀法第5条第1項第18号にある「他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者」に対して、公安委員会は銃砲等の所持の許可をしてはならないと規定されており、必要に応じて銃刀法第13条の2の規定により、銃砲若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に係る調査のため、申請者に対して、同人の承諾の上で外部機関への精神鑑定の受診を促し、その鑑定結果の提出を受ける場合がある。

(ウ) 本件開示請求の対象文書はこの鑑定結果の本件文書であり、照会事項回答書と題した11頁からなる文書である。

(2) 本件文書の不開示部分及び理由について

ア 本件文書の照会事項の氏名

条例第17条第2号及び第4号に該当

他機関職員の氏名であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより当該職員又はその家族に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

イ 本件文書の照会事項精神鑑定結果項目、本件文書の回答及び別紙

条例第17条第4号及び第6号に該当

銃砲の許可、危害予防上に関する情報であり、開示することにより犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、許認可業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

(3) 審査請求人の主張に対する検討結果

ア 本件文書の照会事項の氏名について（条例第17条第2号（第三者の個人情報）及び第4号（犯罪予防等情報）該当性について）

（ア）仮に、警察に対して各種許可申請を行った者が、申請手続の中で精神鑑定を受けることとなり、最終的に不認定となった場合、同人が不認定となった原因が精神鑑定結果であると判断したならば、その精神鑑定を行った医師等に対して何らかの危害が及ぶ可能性は否定できず、鑑定人及びその関係者に関する個人情報は犯罪予防及び第三者への権利利益の侵害という観点から不開示とすべきである。

（イ）本件決定に関しては、精神鑑定を行い同鑑定に係る本件文書を作成した、独立行政法人の特定医療機関（以下「本件医療機関」という。）の医師については、審査請求人が、本件の鑑定を受診する際には同医師が指定された上で鑑定がなされていることを明らかにしており、同医師の氏名については、審査請求人が知りうる情報となっている。しかしながら、本件文書に記載のある臨床心理士の氏名に関しては、審査請求人が把握していたかどうか明らかでないという状況が認められた。

（ウ）以上のことから、当該臨床心理士の氏名のみ同条第2号（第三者の個人情報）及び同条第4号（犯罪予防等情報）に該当するものと判断し不開示としており、審査請求人の主張は認められない。

イ 本件文書の照会事項精神鑑定結果項目、本件文書の回答及び別紙について（条例第17条第4号（犯罪予防等情報）及び第6号（事務事業情報）該当性について）

（ア）条例第17条第4号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことにつき相当の理由がある情報を規定している。

また、同条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

（イ）本件開示請求に係る精神鑑定は、銃砲等の所持の許可に関して行われたものである。

（ウ）本件において不開示とされた本件文書の照会事項精神鑑定結果項目、本件文書の回答及び別紙が開示されることにより、どのような基準を基に精神鑑定が行われ、どのような鑑定要素が銃砲等の所持の許可に結びつくということが明らかとなった場合、本来銃砲等を所持すべきでない者が、これらの鑑定項目をもとに精神鑑定に異常所見が見られないように装うなど、不適切に銃砲等の所持の許可を受ける可能性は否定できない。

- (エ) その結果として、他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全等の維持に多大な影響を及ぼすおそれがあり、犯罪予防等の観点から、前記項目について開示することは適当ではない。
- (オ) また、本来、一般の診察行為においては、当事者及び家族と医師は、病気、症状に関する説明等を通じ、信頼、協力関係を築きながら治療行為を進めていくものであるが、本件のような鑑定については、警察から依頼に基づき、銃砲所持者として可否を判定するための一時的診察、診断である。一般的な診察及び治療行為のような信頼、協力関係にある医師ではないことから、病気、病状に関する説明等は行われない。
- (カ) こうした説明等を経ずに診断内容を開示した場合、診断内容に対する不満や誤解を生ぜしめ、開示の結果かえって本人の症状等に悪影響を及ぼす可能性があるほか、鑑定人が申請者とのトラブルを未然に避けるために鑑定結果の本文書の記載が形骸化する等の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言わざるを得ない。
- (キ) さらに、鑑定人のみならず医療機関と警察の信頼関係が損なわれ、以後の銃砲等の許認可事務に関する警察からの各種照会等への回答を躊躇するなど、許認可事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるとともに、銃砲等の許認可事務に関し医師から欠格事由該当性に関する必要な調査の協力が得られなくなるおそれが認められ、その結果、適正な銃砲の許可の判断が困難となり、銃砲等の許認可事務に支障をおよぼすおそれがある。
- (ク) よって、本文書の照会事項精神鑑定結果項目、本文書の回答及び別紙について不開示としており、審査請求人の主張は認められない。

(4) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えらる。

5 審議会の判断

(1) 本文書及び不開示情報について

ア 本文書は、前記4(1)イのとおり、審査請求人からの猟銃等の教習資格認定申請に対する判断の参考とするため、諮問実施機関が本件医療機関の医師に審査請求人に係る精神鑑定(以下「本件鑑定」という。)を依頼したところ、その実施結果について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで当該医師から諮問実施機関に回答した文書であり、諮問実施機関の照会事項に対する回答が記載された「照会事項回答書」(1~2頁。以下「回答書」という。)及び本件鑑定の内容について記載された「別紙」(3~11頁)で構成されている。

なお、審議会が確認したところ、諮問実施機関は、平成〇〇年〇月〇日付けで教習資格不認定通知書(以下「本件不認定通知書」という。)により、審査請求人に対し教習資格を認めない旨の決定を行っており、本件不認定通知書においても、本件鑑定の結果等についての情報が一部記載されている。

イ 本件文書のうち、実施機関は、

(ア) 回答書中の照会事項部分(「上記の者(審査請求人)に対する下記事項の精神鑑定結果」として本件鑑定における照会事項を記載した部分)(1頁12行目～18行目)

(イ) 回答書中の回答部分(1頁26行目～2頁18行目)

(ウ) 別紙の表題以外の記載内容全て(3頁2行目～11頁最終行)

(エ) 回答書中の臨床心理士(以下「本件臨床心理士」という。)の氏名(1頁22行目20文字目～23文字目)

について不開示とし、諮問実施機関は、(ア)～(ウ)の不開示情報(以下「本件鑑定等情報」という。)については条例第17条第4号及び第6号に、(エ)については同条第2号及び第4号に該当するとして、本件決定は妥当であると主張するので、以下、その不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件鑑定等情報の不開示情報該当性について

ア 本件鑑定等情報は、審議会がその内容を見分したところ、以下のとおり分類される。

(ア) 本件鑑定における医師等の判断等に関する情報

(イ) 本件鑑定における検査項目、当該検査の目的・手法に関する情報及び当該検査の結果(客観的数値等)に関する情報

(ウ) 本件鑑定ないし審査請求人に係る事実関係等に関する情報

諮問実施機関は、これらの本件鑑定等情報について、条例第17条第4号及び第6号に該当すると説明するが、審議会としては、本件文書が諮問実施機関における教習資格認定事務に係る判断に際して作成されたものであることを踏まえ、まず、条例第17条第6号の該当性について検討する。

イ 条例第17条第6号該当性について

諮問実施機関は、前記4(3)イのとおり、本件鑑定等情報を開示することで、鑑定人が申請者とのトラブルを避けるために回答内容が形骸化すること若しくは医療機関と警察との信頼関係が損なわれること等によって、以後の警察からの照会への回答を躊躇するなどして、諮問実施機関における関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第17条第6号に該当する旨を主張するので、以下、前記アで分類した項目ごとに検討する。

(ア) 本件鑑定における医師等の判断等に関する情報

- a 審議会が確認したところ、本件鑑定は、教習資格認定に際し、諮問実施機関からの行政指導によって、審査請求人の任意の協力により、かつ審査請求人自ら鑑定費用を負担する形で行ったものであり、そうすると、制度上は、仮に本件鑑定が実施されなかったとしても、諮問実施機関は自ら教習認定の判断をすることが求められているのであるから、諮問実施機関が主張するような、鑑定内容が形骸化したり警察と鑑定実施機関との信頼関係が損なわれることによって、警察における教習認定事務自体の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

があるものとまではただちに認めがたいものである。

- b しかしながら、他方で、これらの情報は、独立行政法人である本件医療機関の精神鑑定等の事務における専門医の着眼点や分析・判断手法に関する情報が含まれているということができ、開示することによって、精神鑑定を受ける者が自身の意に沿わない結果となるような判断を受けることを回避すべく欺罔的な手段をとることを可能とし、その結果、本件医療機関において実施する今後の精神鑑定事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。
 - c ただし、①本件不認定通知書において引用されている本件鑑定の結果等の情報と同一内容の部分（１頁２６行目～２頁１行目、２頁１４行目～１８行目、１１頁２１行目、同２３行目～２５行目、及び同２９行目～３１行目）については、審査請求人が本件不認定通知書の交付を受け既に認識している情報であり、また、②諮問実施機関の照会事項部分及び回答部分の一部（１頁１２行目～１６行目、同１８行目及び２頁２行目～５行目）については、審査請求人にとって①の内容からすれば明らかな情報であることから、開示することで上記のような欺罔的手段を可能とするおそれがあるものとは認められず、諮問実施機関が主張するような専門医による鑑定内容が形骸化することや警察と医療機関との信頼関係が損なわれるといったおそれがあるとも認められない。
 - d したがって、本件鑑定における医師等の判断等に関する情報のうち、上記①及び②の情報（以下「本件通知等情報」という。）以外の部分については条例第１７条第６号ハに該当し、不開示が相当である。
- (イ) 本件鑑定における検査項目、当該検査の目的・手法に関する情報及び当該検査の結果（客観的数値等）に関する情報
- a これらの情報は、本件鑑定における検査の項目・手法及び単なる客観的な数値等の結果が端的に示されたものに過ぎず、上記のような専門的見地からの判断・分析というまでの性質が含まれているものではないことから、開示したとしても、今後の本件医療機関における精神鑑定事務事業の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすものとは認められず、また、諮問実施機関が主張するような、鑑定内容が形骸化したり警察と医療機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるとも認められない。
 - b したがって、これらの情報全て（３頁２行目、同２８行目、４頁３０行目～５頁２行目、６頁５行目～１５行目（８行目と９行目の間の記載部分を含む）、７頁１３行目～１５行目、８頁１行目～４行目、同１３行目～１５行目、９頁１０行目～１３行目、同３３行目～１０頁２行目、１０頁３０行目～３２行目１５文字目及び１１頁１８行目～１９行目。以下「本件検査項目等情報」という。）は、条例第１７条第６号ハに該当しない。
- (ウ) 本件鑑定ないし審査請求人に係る事実関係等に関する情報

- a これらの情報のうちの一部については、審議会がその内容を見分したところ、その性質上、本件鑑定に関わる関係機関との信頼関係を損なうおそれがある可能性が否定できないことから、これらの部分については、本件医療機関における精神鑑定事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものの、その余の情報（３頁３行目～１２行目、同２４行目～２７行目、同２９行目～３１行目及び５頁２５行目～３５行目。以下「本件事実等情報」という。）については、審査請求人自身が認識している事実関係等に関する情報に過ぎず、開示したとしても、本件医療機関における精神鑑定事務ないし諮問実施機関における教習資格認定に係る事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- b したがって、本件鑑定ないし審査請求人に係る事実関係等に関する情報のうち、本件事実等情報以外の部分については条例第１７条第６号ハに該当し、不開示が相当である。

ウ 条例第１７条第４号該当性について

- (ア) 本件鑑定等情報のうち、前記イで条例第１７条第６号ハに該当すると判断した部分については同条第４号該当性を検討するまでもなく不開示が相当であるので、その余の部分（本件通知等情報、本件検査項目等情報及び本件事実等情報）の同条第４号該当性について以下検討する。
- (イ) 条例第１７条第４号は、犯罪の予防、捜査等を有効かつ効率的に遂行し、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずることを防止するために定められた不開示情報である。
- (ウ) 本号の対象となる情報は、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、開示することにより支障を及ぼすおそれについて「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」場合には、不開示となるものである。
- なお、このような実施機関の第一次的判断は、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならず、審議会においてもこれらの点を考慮して判断する必要がある。
- (エ) 諮問実施機関は、前記４（３）イのとおり、どのような鑑定要素が銃砲等の所持の許可に結びつくということが明らかとなった場合、本来銃砲等を所持すべきでない者が、精神鑑定に異常が見られないように装うなどして不適切に銃砲等の所持の許可を受ける可能性は否定できないことから、公共の安全等の維持に多大な影響を及ぼすおそれがあるとして、犯罪予防の観点から本号に該当する旨を説明する。
- (オ) しかしながら、本件文書に係る事務とは、一義的には銃刀法第９条の５による教習資格申請の審査に係る事務であり、前記４（１）アのとおり、同法第４条第１項第１号による銃所持許可申請に先立って行われる認可事務に過ぎないことから、本件鑑定等情報に関する実施機関の開示・不開示の判断全てが、銃砲等の「所持」と関連付けられ、犯罪等に関する専門的・技術的判断を要する特殊性を有することと

なるとまでは言い難いものである。

(カ) さらに、本件鑑定等情報のうち、少なくとも本件通知等情報、本件検査項目等情報及び本件事実等情報については、単なる客観的事実、数値等の検査結果、その他審査請求人自身が認識している情報等であって、精神鑑定において異常が見られないよう欺罔することが可能となるような専門的な心理分析や判断に係る情報は含まれていないことは前記イのとおりであり、そうすると、これらの情報にまで、開示することで犯罪の予防ないし公共の安全に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断に合理性があるとは認め難いというほかない。

(キ) したがって、本件通知等情報、本件検査項目等情報及び本件事実等情報を開示することで、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当の理由があるとは言えないことから、これらの情報は、条例第17条第4号に該当するものとは認められず、開示が相当である。

エ よって、本件鑑定等情報のうち、本件通知等情報、本件検査項目等情報及び本件事実等情報は条例第17条第4号及び第6号ハのいずれにも該当せず、開示が相当である。

(3) 本件臨床心理士の氏名の不開示情報該当性について

ア 諮問実施機関は、本件臨床心理士の氏名は、条例第17条第2号及び第4号に該当すると説明するが、審議会としては、本件臨床心理士は独立行政法人である本件医療機関に所属する職員であると考えられること及び本件鑑定の特性等を踏まえ、職権により、条例第17条第6号該当性について検討する。

イ 本件鑑定は、諮問実施機関が本件医療機関の特定の医師に依頼し実施したものであるところ、諮問実施機関によれば、前記4(3)アのとおり本件臨床心理士の氏名は、審査請求人が必ずしも把握しているかどうか明らかではないということであり、そうすると、その氏名を開示すると、本件臨床心理士に対して直接的に何らかの働きかけ等が行われる可能性は否定できず、その結果、本件医療機関における今後の精神鑑定等に係る業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ウ したがって、本件臨床心理士の氏名は、条例第17条第6号ハに該当し、条例第17条第2号及び同条第4号該当性を判断するまでもなく不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 9 月 4 日	諮問書の受理
平成 27 年 10 月 15 日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成 27 年 11 月 24 日	審査請求人の意見書受理
平成 30 年 1 月 25 日	審議（平成 29 年度第 10 回第 1 部会）
平成 30 年 2 月 22 日	審議（平成 29 年度第 11 回第 1 部会）
平成 30 年 3 月 15 日	審議（平成 29 年度第 12 回第 1 部会）
平成 30 年 4 月 26 日	審議（平成 30 年度第 1 回第 1 部会）
平成 30 年 5 月 29 日	審議（平成 30 年度第 2 回第 1 部会）

千葉県個人情報保護審議会第 1 部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

別表

本件決定における 不開示情報		不開示情報のうち 開示すべき情報	審議会による区分
1 頁 1 2 行 目～1 8 行 目	照 会 事 項 回 答 書 中 の 照 会 事 項 部 分	1 頁 1 2 行 目 ～ 1 6 行 目	本件通知等情報
		1 頁 1 8 行 目	
1 頁 2 2 行 目 2 0 ～ 2 3 文 字 目	照 会 事 項 回 答 書 中 の 臨 床 心 理 士 の 氏 名		
1 頁 2 6 行 目～2 頁 1 8 行 目	照 会 事 項 回 答 書 中 の 回 答 部 分	1 頁 2 6 行 目 ～ 2 頁 1 行 目	本件通知等情報
		2 頁 2 行 目 ～ 5 行 目	
		2 頁 1 4 行 目 ～ 1 8 行 目	
3 頁 2 行 目 ～ 1 1 頁 最 終 行	別 紙 の 記 載 内 容 全 て	3 頁 2 行 目	本件検査項目等情報
		3 頁 3 行 目 ～ 1 2 行 目	本件事実等情報
		3 頁 2 4 行 目 ～ 2 7 行 目	
		3 頁 2 8 行 目	本件検査項目等情報
		3 頁 2 9 行 目 ～ 3 1 行 目	本件事実等情報
		4 頁 3 0 行 目 ～ 5 頁 2 行 目	本件検査項目等情報
		5 頁 2 5 行 目 ～ 3 5 行 目	本件事実等情報
		6 頁 5 行 目 ～ 1 5 行 目 (8 行 目 と 9 行 目 の 間 の 記 載 部 分 を 含 む)	本件検査項目等情報
		7 頁 1 3 行 目 ～ 1 5 行 目	
		8 頁 1 行 目 ～ 4 行 目	
		8 頁 1 3 行 目 ～ 1 5 行 目	
		9 頁 1 0 行 目 ～ 1 3 行 目	
		9 頁 3 3 行 目 ～ 1 0 頁 2 行 目	
		1 0 頁 3 0 行 目 ～ 3 2 行 目 1 5 文 字 目	
		1 1 頁 1 8 行 目 ～ 1 9 行 目	
		1 1 頁 2 1 行 目	本件通知等情報
		1 1 頁 2 3 行 目 ～ 2 5 行 目	
		1 1 頁 2 9 行 目 ～ 3 1 行 目	